

一般会計補正予算を可決

賛成多数(賛7・否5)

令和4年第4回定例会を12月6日から15日まで、10日間の会期で開催し、条例関係7件、補正予算7件の審議を行いました。また、一般質問には11議員が登壇しました。

(審議の結果は4頁に掲載) (一般質問は5〜15頁に掲載)

補正予算、激論交わされる

町提出議案のうち、一般会計補正予算については、南玉造地区の盛土崩落関連予算に関し、13日に活発な質疑が行われ、最終日には賛否両論の討論が8名の議員により交わされました。採決の結果、賛成7・反対5の賛成多数で可決されました。

(討論は3頁に掲載)

【詳細説明】

令和3年6月に発生した南玉造地区の盛土崩落の影響により、一時的に避難されている方の宿泊料金(令和4年3月分から8月分)について、原因者が負担する宿泊料金が未払いであることが判明した。当該宿泊施設が物価高騰などによる

厳しい経営環境にあることを考慮し、人道的観点から、町が一時的に未払い相当額を支援するため、「一時避難施設支援金」を補正計上するもの。

選挙管理委員・補充員を選出

令和4年12月24日をもって任期満了となる多古町選挙管理委員会の委員および補充員を定例会最終日に選出しました。

選挙管理委員会は地方自治体が行う選挙に関する事務を管理するため、4名の委員をもって組織され、委員および補充員は議会で選挙すると地方自治法で定められています。委員に欠員が出た場合は補充員から補充されます。

委員



○委員長
大木 数万氏
【寺作・74歳】



○職務代理者
矢澤 淳良氏
【十余三・82歳】



平山 哲男氏
【方田・74歳】



岡田 牧夫氏
【問倉・72歳】

補充員

※○委員長、○委員長職務代理者は選挙管理委員会で決まりました。



渡邊 得二氏
【多古・73歳】



田中 秀幸氏
【多古・68歳】



内藤 陸奥治氏
【南和田・70歳】



與風 邦子氏
【船越・67歳】

反対



橋本孝之 議員

透明性ある町政を行つべき

町は、盛土崩落による一時的避難施設先への宿泊代が原因者から未払いであることの報告を受け、町が立ち合い、関係者間で協議したが支払いに至らず、宿泊施設経営支援の観点で131万円の補正予算を計上しました。町は、原因者が支払うべきと理解しているにも関わらず、皆様の貴重なお金をこのような形で使うことに理解できません。透明性ある町政を行うべきと考えます。



佐藤利治 議員

不法理立て業者に屈してはならない

個人情報観点から秘密会という提案も議論からありましたが、今回の件は町民誰もが知る人災です。令和3年6月、南玉造地区で発生した土砂崩落事故は、原因者が直後に特定されています。それに、原因者自身が承諾の上で避難者の宿泊料金を令和4年2月までの9カ月間支払っていました。その後の3月から8月までの未払い金を町が支払うことは、町民一人一人からお預かりしている貴重な税金を原因者に差し出すようなものです。

賛成



土井秀敏 議員

住民の命を守る対応

今回の補正予算の内訳を見ると、中学生登下校のためのデマンドタクシー試行運行委託料、一時避難施設支援金では、自治体に課せられた住民の命を守るという目的のため、被害者救済を主眼とした人道的見地から補正予算を組むもので予見しがたい事態への対応、緊急性、やむを得ない場合の予算の変更、追加に当たるものと理解します。秘密会開催の案件は、町執行部とは全く切り離し、議会自体の判断で決定したものです。



佐藤幸三 議員

支援は適切な処置

特に一時避難施設支援金については、南玉造盛土崩落事故により被害を被り住居を追われた被災者を、避難場所として受け入れてくれた宿泊業者は、いまだ盛土事業者からの宿泊費が滞ったままであり、負担は大きく、経営にも影響している状況です。民事問題の問題とはいえ、町として崩落の危険性を原因者に注意指導していたにも関わらず、改善されなかった経緯などを考慮すれば、適切な処置です。



行橋千春 議員

税金の使い方を見直すべき

昨年6月から支払われていた宿泊代が、3月から支払われていないと町に連絡が入ったのが、8月17日の説明でした。なぜ、町はその時点ですぐに対応しなかったのでしょうか。また、町は避難者に違う宿泊施設に行くことを進めたとのこと、納得がいきません。宿泊代は原因者が支払うべきものです。不法理立てをして、崩落事故を起こした原因者の肩代わりをするような税金の使い方をしてはいけません。



菅澤環 議員

十分議論の上判断すべき

8月に未払いを確認しながら議論の場を設けず、12月定例会に予算計上されたことに加え、詳細な説明や質疑が非公開となる秘密会が議論で示されたことは、不信感しかありません。人道的判断で支払うなら、すべての困っている方に税金で支払うのですか。こんなことを認めたら町財政は破綻します。納税者である町民の皆様に対し、議員には大きな責任があります。



鵜澤茂 議員

人道的に救済すべき

一時的避難施設支援金は、南玉造地区で発生した盛土崩落事故で被災された方の避難宿泊先に、加害者の盛土事業者が今年3月から料金が未払いとなっており、その宿泊施設を支援するもので、町が紹介した経緯や、コロナ禍でもあることから、今町がすべきことは、法的責任とは別に人道的に救済すべきです。これは、一時的処置であることから宿泊施設には加害者の盛土事業主に対し、代金回収に努めていただき、町に返還していただければと思います。



菅澤博隆 議員

町の責務として適正な対応

本補正予算には、一時避難施設支援金が含まれます。この崩落事故は、隣接する住民の方が、夜間自宅に寝泊まりできない状況を生み出しましたが、宿泊業者の方が被害者の宿泊を受け入れて下さいました。原因者からの宿泊料未払いにより、この宿泊業者の方は、第2の被害者になってしまいました。町がこの宿泊業者に対し、一時的に宿泊費の未払い分を支援することは、適正な対応です。しかし、法的責任はあくまでも原因者にあり、町はその法的責任を追及し続けるべきです。

【秘密会とは?】議会の会議は公開されるのが原則であるが、一般住民に公開することを不適当と認める時に公開をしない会議のこと。地方公共団体の秘密に属する事項、議員または住民のプライバシーなど秘密に係る審議において適用されるが、秘密会とすべき事案に制限はなく議会の判断で決める。要件は、議長または議員3人以上の発議により出席議員の3分の2以上の賛成が必要。